

中川村都市構造調査業務仕様書

第一章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、中川村（以下「甲」という）が受託者（以下「乙」という。）に委託して実施する中川村都市構造調査業務（以下「本業務」という。）の適正な成果を期するため、業務の標準を示すものである。

(準拠する法令等)

第2条 乙は本業務実施に先立ち、工程表、管理技術者届、作業実施計画書を提出し、甲の承認を受けるものとする。

2 管理技術者は、技術士（都市及び地方計画）の資格を保有する者を配置する。

第3条 本業務は、本仕様書及び作業実施計画書によるほか、法令等に基づき実施しなければならない。

(疑義)

第4条 乙は、本業務実施中、疑義が生じた場合、又は明記されていない事項については、速やかに甲に報告し、双方で協議の上、甲の指示に従うものとする。

(打合せ及び協議)

第5条 本業務の円滑かつ適正な遂行のため、次のとおり打合せを行う。

2 業務着手時、中間時、業務完了時及び甲が必要と認めるときには、管理技術者が打合せに立ち会うこととする。ただし、打合せ回数の増減については、仕様書変更の対象とならない。

(打合せ記録)

第6条 乙は、甲との打ち合わせ時には常に記録を取り、甲の定める監督員の承諾を得なければならない。

(貸与資料)

第7条 甲が所有する資料で本業務上必要なものは、乙に貸与する。

2 乙は、その都度借用書を甲に提出し、作業終了後は責任を持って速やかに返納しなければならない。この場合において、乙はデータの漏洩等が生じないように十分注意する。

(紛争の回避)

第8条 乙が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、甲がその承諾を得るものとする。この場合において、甲の指示があるときは、乙はこれに協力しなければならない。

(品質管理)

第9条 乙は、業務の進捗状況を随時甲に報告し、適切な工程管理を実施すると共に、品質管理に努めなければならない。

(工期)

第10条 本業務の工期は、令和7年3月21日までとする。

第二章 業務内容

(業務の目的)

第11条 都市計画策定や土地利用に関する政策立案等を行う際の基礎資料とするため、中川村の都市構造の把握にかかる調査を実施する。

(業務範囲)

第12条 調査を実施する範囲は、都市計画区域とする。

(業務の内容)

第13条 本業務の内容は以下のとおりとする。

(1) 実態調査

次の項目について調査を実施する。

- ① 人口・年齢階層別人口、世帯数・世帯人員別世帯数、将来推計人口
- ② 人口密度
- ③ 土地利用現況、開発許可・住宅の新規着工
- ④ 空き地（低未利用地）、空き家
- ⑤ 住宅や都市機能（民間施設）の立地状況・将来見通し
- ⑥ 都市基盤の整備状況・将来見通し
- ⑦ 公共交通（利用者数、公共交通路線網）の現状・将来見通し
- ⑧ 移動目的別トリップの状況
- ⑨ 商業床面積、床効率（床面積あたりの売上高等）
- ⑩ 災害履歴、想定される災害ハザード、避難所や避難路等の整備状況
- ⑪ 公共施設の整備年度、維持更新費の推移・将来見通し
- ⑫ 地価、歳入・歳出の構造

(2) アンケート等による調査

土地利用に関する村民の意向を把握するためのアンケート調査を実施する。住民1,000人を対象に実施し、内容は乙の提案を基本とする。

(取り扱いデータ)

第14条 本業務の報告書の原稿及び資料については、甲の使用するパソコンの機種及びアプリケーションソフトに対応したものとし、以後、地理情報システム等での活用や更新等が可能なものとなるよう留意する。

第三章 成果品

(成果品)

第15条 成果品は次のとおりとする。

- (1) 中川村都市構造調査報告書（A4版・カラー） 1部
- (2) 上記報告書及び収集・分析データ一式（電子データ） 1部

第四章 業務の適正な実施に関する事項

(検査)

第16条 本業務は、成果品を納品し、甲の検査合格後に完了とする。

2 業務完了後においても乙の責任による瑕疵が発見された場合は、甲の指示に従い乙の負担において速やかに修正するものとする。

(一括再請負の禁止)

第17条 乙は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる場合は、甲と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(守秘義務)

第18条 乙（再受託者を含む）は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。

2 業務終了後についても同様の扱いとする。

(個人情報の取得、保護、管理)

第19条 個人情報の保護については、十分に注意し、流出・損失が生じないこと。

(著作権)

第20条 本業務の履行により発生した著作権は村に移転するものとする。ただし、本業務開始前に受託者が所有している著作権、外部から提供されているコンテンツにかかる著作権についてはこの限りではない。

(その他)

第21条 次のことに留意すること。

- (1) 業務期間中は本業務全般を把握している担当者を置き、甲との連絡調整を行うこと。
- (2) 本業務の実施にあたっては、甲と十分に打合せを行うこと。
- (3) 本仕様書に定めない事項については、甲、乙が協議して決定すること。